

さいたま市ふるさと納税返礼品等の募集に係る実施要項

1 趣旨・目的

さいたま市（以下「本市」という。）に対して、ふるさと納税制度を利用した寄附（以下「ふるさと納税」という。）をした者への感謝の意を表するとともに、寄附を契機として本市の魅力を外に発信し、地域産業の活性化や交流人口の増加に寄与することを目的として、寄附者に物品や役務（以下「返礼品等」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を広く募集する。

2 募集条件

(1) 協力事業者について

協力事業者は、次の要件を全て満たす者であること。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が取扱い事業者として適当でないと認めた場合は、返礼品等の協力事業者として登録はできない。

ア 提供する物品又は役務に関連する、各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。

イ さいたま市税を滞納していないこと。

ウ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体又は、個人事業者であること。

エ 返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号）ではないこと。同法で規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

キ さいたま市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日条例第 86 号）第 5 条を遵守していること。

ク 埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 6 条を遵守していること、かつ、第 19 条から第 22 条の規定に違反していないこと。

ケ 返礼品等を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記カ、キ、クのいずれかに該当することを知りながら相手方と契約を締結していないこと。

コ さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）により、入札参加停止の措置を現に受けていないこと。

サ 本市では、返礼品等の受発注、配送管理等に関する業務について「さいたま市『ふる

さと応援』寄附事務代行業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託していることから、返礼品等の受発注や代金の支払い方法など、委託事業者と連携・協力して業務に当たることができ、委託事業者と直接返礼品等の提供に関する契約締結等が可能であること。

シ 本市において、過去に協力事業者として登録取消し又は解除通知を受けていないこと。

【返礼品等提供の契約や配送管理等についての問合せ先（令和5年度本市委託事業者）】

カメイ株式会社 食料部 担当：堀田（ほった）

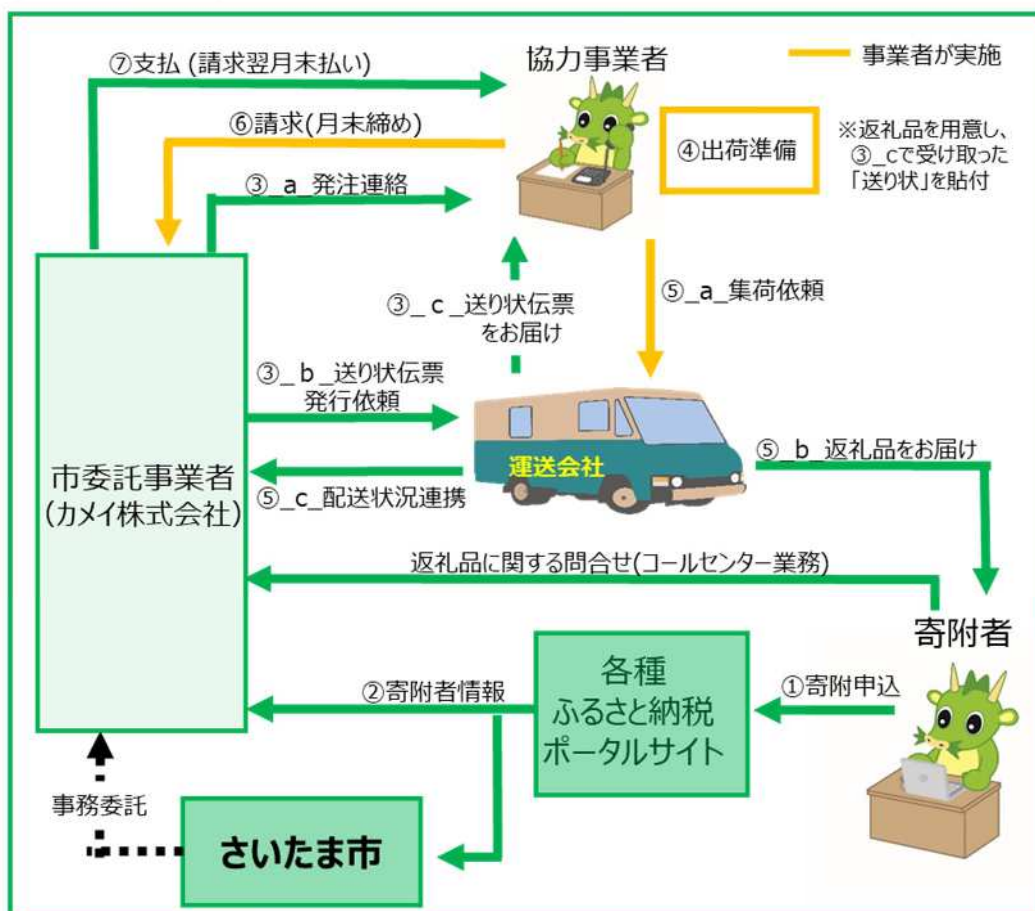
さいたま市北区宮原町三丁目 305 杉ビル3-1F

メールアドレス： makoto.hotta@kamei.co.jp

問合せ時間：平日 9:00～17:00

ふるさと納税の返礼品等発送業務の流れ（令和5年4月1日時点）

（参考：イメージ図）



(2) 返礼品等について

次の要件を全て満たしている物品であること。

- ア さいたま市の魅力の発信、さいたま市のイメージ向上、地域産業の振興、観光誘客のいずれかに資するもの。
- イ 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）や総務省通知に適合するものであること。
- ウ 公序良俗に反しないものであること。
- エ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- オ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- カ 自ら生産したもの以外の物品又は、自ら行う役務の提供以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に本市のふるさと納税の返礼品等として提供することについて事前に同意を得ていること。
- キ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く）。
- ク 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費または賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行ってから発送できるものであること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても同様の配慮を行うこと。
- ケ 役務の提供の場合は、本市内で提供されるものに限る。また、提供される役務の主要な部分が、相当程度、本市に関連性のあるものであること。
- コ 役務の提供の場合は、寄附者に対し、利用券（電子クーポン可）を発行するものとし、利用券は、転売・譲渡の防止措置を施すこと。また、期間限定・日時指定の役務を除き、原則として有効期限については、寄附者へ送付後、1年程度あること。
また、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。
- サ キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者から許諾を得ていること。
- シ 本市が求める場合に、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- ス 本市が求める場合に、無償により物品のサンプルを提供又は、役務については、現場の確認ができること。
- セ 委託事業者の指定する宅配業者（以下「宅配業者」という。）により、配送が可能なものであり、かつ、市又は委託事業者の発注後、速やかに発送できるものであること。受注生産による返礼品についてはこの限りではないが、寄附者への送付期間について目安を示せるものであること。また、寄附者の配送希望日が特定の日に集中する

可能性がある物品については、その対応が可能な体制が構築されている物品であること。

(3) 返礼品等の価格と寄附金額の設定について

- ア 返礼品等の価格は、物品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格にすること（役務の場合も同様）。なお、返礼品等の価格が100万円を超える場合には、申込み前に市と協議すること。
- イ 設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品等の価格に含めること。なお、設置等の手続きは協力事業者が行うこと。
- ウ 寄附金額は、返礼品等の価格に3分の10をかけた額を基本として市が決定する。

(4) 費用負担について

- ア 寄附者に選択された返礼品等代と返礼品等の送料は、市が負担する。
- イ 寄附者から返礼品等の品質等のクレームにより返礼品等の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合は、この限りではない。
- ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

3 協力事業者の特典等

- (1) 本市ホームページ及び本市が利用するふるさと納税の専門インターネットサイト（以下「ポータルサイト」という。）に返礼品等の画像、商品名、事業者名等を掲載する。ただし、返礼品等の内容・在庫数量等によっては、ポータルサイトのうち一部への掲載とする場合があるが、その場合は、本市が任意で決定する。
- (2) 返礼品等の発送時に送料に影響しない範囲において、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
- (3) 本市がふるさと納税の広報や資料作成をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。
- (4) 協力事業者は、本市のふるさと納税返礼品等の協力事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。

4 募集スケジュール

令和5年度は、以下のスケジュールで募集期間及び審査結果・随時受付により毎月末までに申込があった分について、審査のうえ、原則として翌々月の月上旬頃に審査結果を通知する。

公募年度計画	募集期間	市での審査期間 (予定)	採否決定時期 (予定)	ポータルサイト掲載 (予定)
第1次	令和5年4月1日～令和5年4月30日	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月中旬
第2次	令和5年5月1日～令和5年5月31日	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月中旬
第3次	令和5年6月1日～令和5年6月30日	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月中旬
第4次	令和5年7月1日～令和5年7月31日	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月中旬
第5次	令和5年8月1日～令和5年9月30日	令和5年10月	令和5年11月	令和6年1月中旬
第6次	令和5年10月1日～令和5年11月30日	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月中旬
第7次	令和5年12月1日～令和6年1月31日	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月中旬
第8次	令和6年2月1日～令和6年2月29日	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月中旬

5 申込方法等

応募者は、次の書類等をセットにして原則、電子メールで提出すること（郵送も可）。電子メールの場合は、データ容量を3MB未満とすること。3MBを超える場合は、添付ファイルを複数に分けて送信するなど調整すること（分割送付の場合、件名には、返礼品_〇〇会社①、〇〇会社②など、分割して送付していることがわかるように表示すること）。

(1) 提出書類について

1品目ごとに、下記に定める書類（以下「提案書」という。）を1セット提出すること。

（ただし、ア さいたま市ふるさと納税返礼品等登録申込書（誓約書兼同意書）（様式第1号）、オ 会社概要（様式第4号）については、2品目以降は、提出不要）

ア さいたま市ふるさと納税返礼品等登録申込書（誓約書兼同意書）（様式第1号）

イ 返礼品等明細（様式第2号）

ウ 返礼品等の画像データ（拡張子はjpg, pngに限る。）

エ 地場産品基準確認票（様式第3号）

オ 会社概要（様式第4号）

※書類提出後、返礼品等に関する質問事項の回答や補足資料等の追加提出を求める場合がある。

※画像データは、ポータルサイトの返礼品等紹介ページで使用することを想定し、返礼品等自体や物品の製造過程、作業現場、店舗紹介等事業者の提案で5枚程度提出すること。

※提案書に関しては、返礼品等としての採否にかかわらず、返却は行わない。また、応募

に要する一切の費用は、協力事業者の負担とする。

※応募の辞退については、応募時の提案書を添付の上、電子メールの件名に「【辞退】_〇〇（返礼品等名）」と記載し、本文に辞退の理由を記載すること（郵送による場合は、別途、任意様式で辞退理由を記載し、提出すること）。

（2）書類の提出先について

ア 電子メールによる書類提出先：furusato@city.saitama.lg.jp

イ 郵送による書類提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

さいたま市役所財政局財政部財政課ふるさと納税担当

電話番号：048-829-1156

※電子メールによる場合、送信後、原則1週間以内に受付けた旨を返信します。

※郵送による場合、記録郵便等により送達すること。

6 審査結果の通知

- （1）申込内容について、募集条件を踏まえて審査し、結果を通知する。
- （2）審査の結果、採用となった返礼品等は、ポータルサイトに掲載する。
- （3）採用となった返礼品等を登録できる期間は、採用決定日の属する翌年度の3月末日までとし、事前に特段の申出がない場合又は、「8 登録の解除」の各号に該当しない場合は、登録期間を1年間更新し、その後も同様とする。

7 登録内容の変更

- （1）登録された事業者の所在地、名称若しくは代表者、その他変更があったときは、「さいたま市ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式第5号）を提出すること。
- （2）返礼品等の内容等を変更するときは、「返礼品等明細」（様式第2号）を提出すること。
- （3）前項の書類の提出があったときは、「6 審査結果の通知」の規定を準用する。

8 登録の解除等

次の場合は、返礼品等の登録を解除し、ポータルサイト等への掲載を停止する。

- （1）協力事業者が本市に返礼品等の登録について、取りやめを申し出たとき。
- （2）協力事業者又は、返礼品等が「2 募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- （3）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
- （4）返礼品等の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- （5）他者が生産する物品又は他者と共同で提供する役務を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。

- (6) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 申込内容に虚偽があったとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (10) 本市の問合せ等に対し、真摯な対応がなく、信頼関係が損なわれたと判断したとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき。

9 個人情報取扱い

- (1) 協力事業者は、返礼品等の取扱いにあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的では使用しないこと。また、協力事業者でなくなった後においても同様とすること。

10 その他留意事項

- (1) 寄附者がさいたま市民である場合、返礼品等は送付できない。
- (2) 補助券・食事券や役務を提供する返礼品の提案は、原則、市外に事業所（店舗等）を有していない事業者に限る。
- (3) 同一商品について異なる事業者から提案があった場合や、既に返礼品として登録している商品について、提案があった場合は、取扱い事業者の調整を行う場合がある。
- (4) 返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品等を選択した場合に提供をお願いするものであり、買取りを確約するものではない。
- (5) 全国的に知名度が高い、又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント等に関連するもの、多くの寄附者が選択している実績があるもの等については、本市の各種広報等において優先的に取り扱う場合がある。
- (6) 本市が広報活動を行うなかで、必要に応じ、協力事業者の返礼品等情報を広報事業者へ情報提供することがある。
- (7) 本市が行う返礼品等の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品等を適宜決定することがあるほか、掲載順序等は本市が決定する。
- (8) 登録された返礼品等を変更・辞退する場合は、原則、3か月前までに委託事業者に連絡をすること。
- (9) 返礼品等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負わない。
- (10) 協力事業者は、各々のホームページにおいて、ポータルサイトのバナー広告及びリン

クを掲載するとともに、市外で協力事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のPRに努めること。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「セール」など）は使用しないこと。

(11) 本市が求める場合は、返礼品等を送付する際に本市が提供する資料を同梱すること。

(12) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議による。

11 問合せ

この公募に関する問合せは、下記の問合せ先に電子メールで行うこと。なお、寄せられた問合せには、電子メールで回答するとともに、内容に応じて、さいたま市ホームページ上に回答内容を公表することがある。

【問合せ先】

さいたま市財政局財政部財政課財源係ふるさと納税担当

Email: urusato@city.saitama.lg.jp

(令和4年9月30日施行)

(令和5年4月1日改定)

(参考) 地場産品基準

(平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条)

(令和 4 年 6 月 23 日告示改正後)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

(参考)

総税市第 56 号
令和 4 年 6 月 23 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について (通知)

ふるさと納税に係る指定制度の運用に当たっては、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する募集の適正な実施に係る基準及び地方税法第 37 条の 2 第 2 項各号及び第 314 条の 7 第 2 項各号に掲げる基準、地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)、平成 31 年総務省告示第 179 号、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和 4 年 6 月 23 日付け総税市第 55 号)のほか、別紙 Q & A に留意の上、適正に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。